

粗大ごみ等収集運搬作業マニュアル

1 目的

収集運搬業務は、業務委託仕様書及び本マニュアルにより実施するものとし、市民からの申込みにより排出された粗大ごみ等（本市が受付けした品目）を本市が指定した日の内に生活環境の保全上支障が生じないように安全かつ確実に収集運搬するものとする。

2 収集運搬の概要

- (1) 収集開始時間 午前 8 時 3 0 分から
- (2) 収集終了時間 午後 3 時 3 0 分まで
- (3) 収集に要する人員・車両・車両装備品等の準備
 - ① 収集車両 1 台につき運転手及び 1 名以上の作業員を乗車させ収集業務を行う。
 - ② 塵芥収集車両 4 台以上（うちプレス式機械車両 3 台以上）
 - ③ 装備器具・用具等（手押し台車、ほうき、ちりとり、消火器、手袋、帽子、安全靴、保護メガネ、社名及び顔写真入りの名札、作業着、その他安全・環境面に必要な物品）
- (4) 収集方式については、市内を 2 分割した該当地区に居住する世帯から申込のあった粗大ごみ等を隔月ごとに収集する。（1 世帯につき年 6 回、1 回 5 点まで収集）

内町、新町、昭和、佐古、津田、加茂名、加茂、入田、多家良、上八万、国府、南井上、北井上	申込月	偶数月
	収集月	奇数月
東富田、西富田、渭東、渭北、沖洲、八万、勝占、不動、川内、応神	申込月	奇数月
	収集月	偶数月

- (5) 中間処理場への搬入は、搬入量が平準化するよう偶数月は㈱三紅、奇数月は㈱三幸クリーンサービスセンターとする。
- (6) 搬入時間 午前 8 時 3 0 分から午後 4 時まで
なお、時間内に搬入できない場合は、東部環境事業所業務課（以下「業務課」という。）に連絡すること。
- (7) 乾電池及び体温計等の搬入先は業務課とし、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までに搬入すること。

3 収集運搬作業の内容

- (1) 事前準備
 - ① 業務課において排出世帯の情報が記載された収集依頼票等（収集日単位の地区ごとに集約した）を提供するので、収集予定日の 1 週間前までに受け取りに来ること。
 - ② 提供された収集依頼票等により収集作業表を作成すること。
地区、集積場所の確認、収集ルートの作成
 - ③ 一日の業務量を把握し、配車・乗車人員は基準を確保すること。

(2) 収集作業上の基本的遵守事項

- ① 収集作業においては収集依頼票等に基づき、排出された品目、個数及び粗大ごみ収集シール等の有無の確認により収集の可否を判断するものとするが、疑義が生じたときは排出世帯を訪問すること。
- ② 収集車両が進入不可能な集積場所（工事中車両進入禁止）においては台車等により対応すること。
- ③ 収集（塵芥収集車に投入）は運転手及び作業員が行うこととし、事故等の危険があることから市民に行わせないこと。
- ④ 一方通行や交通量の多い集積場所では、通行車両、通行人等に十分注意を払い収集作業を行うこと。
- ⑤ 集積場所で積み込みを行った後は、その周辺に飛散等が無いか確認し、清潔保持に努めること。
- ⑥ 車両走行中、積載物が飛散及び落下しないよう注意し、その対策を十分講じること。
- ⑦ 新町地区及び内町地区にある交通規制地域内（商店街）に居住する世帯の収集時間は、原則午前10時までとするので、収集ルートを作成には十分配慮すること。

(3) 収集実施基準等

- ① 収集時に問題がない場合
速やかに収集すること。
- ② 収集時に問題がある場合

ア 申込品目が出ていない場合

- (ア) 排出世帯を訪問し、聞き取りを行い、直ちに出来る場合は収集すること。
- (イ) 不在の場合は、警告シールを投函すること。
- (ウ) 収集依頼票等に対応状況を記入すること。

イ 申込品目が異なる又は増減する場合（最大収集個数5品目）

- (ア) 粗大ごみ収集シール等の貼付の有無を問わず排出世帯を訪問し、排出の意志を確認し収集するが、同時に、品目・数量の変更のある場合は連絡の必要がある旨を排出世帯に説明すること。
また、粗大ごみ収集シール等の貼付がない場合は、粗大ごみ収集シールを排出世帯から回収した後に収集すること。
- (イ) 不在の場合、粗大ごみ収集シール等を貼ってあれば収集するが、ない場合は収集しない。また、警告シールを排出世帯に投函すること。
- (ウ) 収集依頼票等に対応状況を記入すること。

ウ 粗大ごみシール等の貼付がない場合

- (ア) 品目及び個数が収集依頼票等と一致していれば収集する。ただし、警告シールを排出世帯に投函すること。
- (イ) 収集依頼票等と一致していない場合は、排出世帯を訪問し、排出の意志を確認し収集するが、同時に、品目・数量の変更のある場合は、業務課に連絡の必要があること及び粗大ごみ収集シール等の貼付が必要であることを排出世

帯に説明すること。また、粗大ごみ収集シール等の貼付がない場合は、粗大ごみ収集シールを排出世帯から回収した後に収集すること。

なお、不在の場合は収集しない。その場合、警告シールを排出世帯に投函すること。

(ウ) 収集依頼票等に対応状況を記入すること。

エ その他、収集作業については、別紙「粗大ごみ等収集運搬業務フロー」による。

4 計量

収集した粗大ごみは、その日の内に指定された中間処理場へ搬入し、中間処理場内のトラックスケールで計量を行うこと。

計量の際は、収集車両ごとに貸与する計量カードを使用し、交付される計量伝票を受け取ること。

5 報告等

(1) 業務終了後にその日の収集依頼票等を整備し、翌週中に報告しなければならない。

ただし、収集業務について生じた問題等は、収集依頼票等にその処理内容を記載するとともに、直ちに現場管理者から業務課に報告しなければならない。

(2) 業務委託中において、市民等とのトラブルや交通事故及び作業事故が発生した場合は、直ちに現場管理者から業務課に連絡しなければならない。

また、処理顛末については書面により遅滞なく提出しなければならない。

(3) 収集運搬の実績について、当該月については翌月 5 日までに本市が定める実績報告書に中間処理場で交付された計量伝票を貼付し業務課に提出しなければならない。

6 協議

このマニュアルに定めるもののほか受託業者が行う業務の内容及びその処理について疑義が生じたときは、本市と協議し、決定するものとする。